

令和8年度訪日外国人観光客向け県内宿泊促進ツアー業務仕様書

1 業務名

令和8年度訪日外国人観光客向け県内宿泊促進ツアー業務

2 業務の目的

東北6県における訪日外国人観光客は増加し、訪日外国人宿泊者数は過去最高値を更新しているが、全国比率は約1.7%の状況である。消費単価が高く、滞在日数が長期化する傾向が高いインバウンドを積極的に取り込むため、観光地としての認知度向上と、県内での滞在日数長期化を促すことが重要であり、本業務では、宮城県内での宿泊を伴うツアーの造成を促進し、更なる誘客拡大と滞在日数の長期化を図るとともに、本県の宿泊を伴うインバウンドに関する課題の分析を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 委託業務内容

本業務の内容は、次の（1）から（4）までとする。

ただし、やむを得ない事情により、次の（1）から（4）までに定める業務内容に変更の必要が生じた場合は、県と協議の上、その業務内容を変更すること。

（1）ツアーの造成

宮城県内を発着地とする、県内及び県境の観光コンテンツを体験できる県内宿泊施設での1泊以上の宿泊を伴うツアーを造成すること。

なお、バスツアーの行程は、県と協議して決定するものとする。

- ・対象者：主として外国人とするが、日本人の参加も妨げない。
- ・造成コース数：3コース以上
- ・内容：造成したツアー全体で、仙台市以外の観光地を6箇所以上含むこと。
- ・仙台空港を出発地とするツアーを1コース以上造成すること。
- ・仙台市以外の県内宿泊施設に宿泊するツアーを1コース以上造成すること。

（2）ツアーの参加者募集・広報

上記（1）で造成したツアーについて、県が別途作成するウェブサイトのほか、受注者が通常実施する手段により広報し、参加者を募集すること。

（3）ツアーの催行

（1）で造成したツアーを、（2）で募集した参加者に対し、安全に催行すること。

（4）参加者アンケートの実施

ツアーの参加者に対し、宮城県及び東北地方の観光地の魅力と課題を分析するためのアンケートを実施し、業務完了報告書に分析結果を記載すること。

5 業務のKPI

本業務におけるKPIは下記のとおりとし、業務完了報告書により達成状況を記載すること。

参加者満足度	催行数
参加者アンケート実施の結果、ツアーにおける満足度が7割以上	造成したツアーを6回以上催行

6 予算上限額

18,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 実施上の留意点

- (1) 受託者は、本件委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、本契約の調整、準備、実施等の事項に係る支払業務を行うこと。
- (3) 本事業に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに事務局に報告すること。
- (4) 本業務の履行に当たっては、旅行業法（昭和27年法律第239号）をはじめとした、最新の法令等を遵守すること。

8 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

9 秘密保持

- (1) 受託者は、本契約上の債務履行に関して発注者から受領し、又はその他の方法により知り得た一切の事実及び情報について、秘密情報として管理し、事前に発注者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、前号における秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- (3) 受託者は、事務局から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理

しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を行うこととする。

1 0 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

1 1 成果品の提出

(1) 業務完了報告書（電子データ）

電子データの作成は、Word、Excel、PowerPointを使用すること。

なお、上記以外の特定のアプリケーションに依存するデータの作成については、別途事務局と協議の上、承認を受けること。

(2) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部観光戦略課観光政策班（宮城県庁行政庁舎14階）

1 2 その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、発注者と受託者が協議のうえ決定する。